

議案第41号

鳥取県行政組織条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県行政組織条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

（鳥取県行政組織条例の一部改正）

第1条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対

応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| (総務部の所掌事務) 第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 | (総務部の所掌事務) 第4条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)及び(2) 略 <u>(3)</u> <u>情報化の推進に関する事項（県の業務に関するものに限 る。）</u> <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 <u>(9)</u> 略 |

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(企画部の所掌事務)

第5条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 情報化の推進に関する事項

(9)及び(10) 略

(生活環境部の所掌事務)

第8条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 犯罪のないまちづくりに関する事項

(12) 交通安全に関する事項

(13) 略

(10) 公益法人に係る事務の総括に関する事項

(11) 農業協同組合等の検査に関する事項

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(企画部の所掌事務)

第5条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 情報化の推進に関する事項 (県の業務に関するものを除く。)

(9)及び(10) 略

(生活環境部の所掌事務)

第8条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 略

(14) 略

(行政監察監の所掌事務)

第12条 行政監察監の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県の業務の実施状況の監察に関する事項
- (2) 公益法人に係る事務の総括に関する事項
- (3) 農業協同組合等の検査に関する事項
- (4) 建設事業の評価に関する事項

(12) 略

(行政監察監の所掌事務)

第12条 行政監察監の所掌事務は、県の業務の実施状況の監察及び建設事業の評価に関する事項とする。

(鳥取県総合事務所設置条例の一部改正)

第2条 鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を | (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を所掌させるため、総合事務所を |

設置する。

(1)～(11) 略

2 前項の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所は同項第9号に掲げる事務を所掌せず、鳥取県八頭総合事務所が所掌する同号に掲げる事務は、雇用対策に関する事務に限るものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域に係る同表の中欄に掲げる事務は、同表の右欄に掲げる総合事務所が所掌する。

設置する。

(1)～(11) 略

(名称、位置及び所管区域)

第2条 略

2 前条の規定にかかわらず、鳥取県東部総合事務所及び鳥取県八頭総合事務所は、同条第9号に掲げる事務を所掌しない。

3 第1項の規定にかかわらず、八頭郡の区域に係る前条第2号、第7号及び第8号に掲げる事務は鳥取県東部総合事務所が所掌し、日野郡の区域に係る同条第2号に掲げる事務及び同条第8号に掲げる事務（生活環境に関する事務（景観形成に関する事務に限る。）及び建築に関する事務に限る。）は鳥取県西部総合事務所が所掌する。

| 区域 | 事務 | 総合事務所 |
|--------------|---|------------|
| 鳥取市及び岩美郡 | 前条第1項第10号に掲げる事務 (林道に関する事務に限る。) | 鳥取県八頭総合事務所 |
| 八頭郡 | 前条第1項第2号、第7号及び第8号に掲げる事務 | 鳥取県東部総合事務所 |
| 米子市、境港市及び西伯郡 | 前条第1項第10号に掲げる事務 (林道及び林業の普及指導に関する事務に限る。) | 鳥取県日野総合事務所 |
| 日野郡 | 前条第1項第2号に掲げる事務、 同項第7号に掲げる事務（生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。）及び同項第8号に掲げる事務（自然公園に関する事務その他知事が別に定める事務を除く。） | 鳥取県西部総合事務所 |

(鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正)

第3条 鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|-----------------------------------|
| <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、日野郡の区域に係る事務は、生活保護並びに母子及び寡婦の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県西部福祉事務所が所掌する。</u></p> | <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p> |

(鳥取県保健所条例の一部改正)

— 50 —

第4条 鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|-----------------------------------|
| <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、日野郡の区域に係る事務は、感染症その他の疾病の予防並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務その他知事が別に定める事務を除き、鳥取県米子保健所が所掌する。</u></p> | <p>(名称、位置及び所管区域)</p> <p>第2条 略</p> |

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。